

第4章 5年間の施策の展開

第3章に掲げた「6つの基本目標」を達成するため、平成23年度からの5年間に進める施策の方向性を掲げました。

福井県教育委員会では、市町教育委員会をはじめ家庭や地域、企業、民間団体等と連携し、これらの施策を着実に進めていきます。

特に、以下の9項目について、重点的に取り組みます。

□ 「福井型18年教育」の推進

福井県では、県独自の学力テストをおよそ60年間、体力テストも45年以上継続し、これらの分析結果を学校の授業等の改善につなげてきました。また、小学校低学年の授業のサポートや学校の環境整備等、地域や家庭が積極的に学校を支えています。

このような本県の教育風土を活かしながら、子どもたちの成長に携わる保育所・幼稚園・学校や家庭、地域等関係者のきめ細かな連携の下、生まれたときから高等学校卒業までの、それぞれの発達段階において、子どもたちがより高い力を身に付けることができる教育を進めます。

特に、生涯にわたる学習の基礎をつくる幼児期と、社会と深くつながる高等学校での教育を充実し、接続を重視した一貫性のある「福井型18年教育」を進めます。

□ 幼児教育の推進 基本目標1-3-①

幼児教育センター（仮称）を核に、家庭教育（保護者）への支援や、保育士・幼稚園教員の資質向上、幼児期の指導から学校教育への円滑な接続を進めます。

□ 教員の指導力の向上 基本目標1-1-③

児童生徒の興味・関心を引き出す教材の開発や、優れた指導方法の共有化、授業満足度調査などにより、授業の改善を図ります。

また、教員の資質のさらなる向上をめざした教員研修のあり方を検討し、福井大学と教育研究所との連携の強化等を進めます。

□ 実践的な英語力の向上 基本目標1-1-⑤

グローバル化する現代社会において活躍できる人材を育てるため、中学校・高等学校の6年間を通じた実践的な英語コミュニケーション能力の向上を進めます。

- **心の教育の推進** 基本目標2-1-①
 本県が独自に作成する道徳教材を活用し、生命を尊重する心やふるさとに貢献しようとする態度、夢と希望に向かって挑戦する心を育てます。

- **体験活動の推進** 基本目標2-1-③
 子どもたちの「挑戦力」や社会性を育むため、小学校での集団宿泊体験や中学校での職場体験、高等学校での社会奉仕体験など体験活動を進める環境を整備します。

- **県立高等学校の再編整備と魅力ある学校づくり** 基本目標3-2-①
 少子化や産業・就業構造の変化等に対応した魅力ある県立高等学校をつくるため、平成20年10月の高等学校教育問題協議会答申に沿って、県立高等学校の再編整備を進めます。
 高校生が希望する進路の実現を支援するため、高校生の学力向上を推進するとともに、中高一貫教育^{*1}のあり方やチャレンジ科（仮称）の設置を検討します。

- **平成30年の福井国体に向けた準備** 基本目標5-2-②
 平成30年に本県で開催される第73回国民体育大会に向けて、会場となる施設の計画的な整備や選手・審判員等の強化・養成など必要な準備を進めます。

- **「文字の国 福井」の推進** 基本目標6-3-①
 白川文字学をはじめ、書道やかたるた、短文の文芸（詩文、短歌、俳句）などがさかんな本県の文化的な特徴を全国に誇れる県民文化として醸成します。

***1 中高一貫教育**: 中学校と高等学校での6年間を、一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ教育方式。1999年(平成11年)4月から全国各地で実施されている。修業年限6年の学校として一体的に中高一貫教育を行う**中等教育学校**、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する**併設型中高一貫教育校**、市町立中学校と県立高等学校など異なる設置者による中学校と高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等で連携を深める形で実施する**連携型中高一貫教育校**の3つの形態がある。

基本目標1 生きる力につながる確かな学力の育成

1 確かな学力の育成

①知識・技能の確実な習得と活用力の育成

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小・中学校ともに平成19年の調査開始時から連続して全国最上位にありますが、基礎的・基本的な知識や技能に比べ、読解力や知識・技能を活用する力に課題もみられます。

また、本県の児童生徒は、授業や宿題にまじめに取り組む一方で、「自分で計画を立てて勉強をする」、「読書が好き」と答えた児童生徒の割合が、全国に比べて低くなっています。

高等学校においては、5教科型の学習風土を堅持しており、国公立大学への進学率は全国上位にありますが、探究型の学習行動に課題もみられます。

このため、基礎的・基本的な知識や技能を生かして思考・判断・表現し、他者とのコミュニケーションを図りながら、計画的、積極的に課題を解決しようとする子どもたちの育成を目指す必要があります。

○「元気ふくいっ子学力向上センター」を核とした小・中学校の授業の改善

「元気ふくいっ子学力向上センター」において、国や県の学力調査結果を分析し、保護者向けのリーフレットや教員向けの指導事例集により児童生徒の課題の改善を進めます。

また、子どもたちの興味や関心、意欲を高め、活用力や読解力を伸ばす新しい授業法や、社会性や規範意識を含めた総合的な力を伸ばすカリキュラムを独自に開発・導入することによって、「社会や世界の動きと結び付くわかりやすい授業」を充実します。

○高校生学力向上推進委員会等による教科指導の改善

大学入試センター試験や県の基礎学力等実態調査等に基づいて、学力・学習状況等の分析や指導方法の改善を進め、「わかる授業」づくりを進めます。

また、公開授業や授業満足度調査など教員の授業力の強化を図るほか、各高等学校においても、難関大学への入試対策や小論文対策等、生徒の希望や目標に応じた学力向上策を進めます。

○新聞を活用した教育の推進による情報活用力やコミュニケーション能力等の育成

新聞を「生きた学習教材」として活用することは、子どもたちの読解力をはじめ問題発見力、思考力など多様な能力を伸ばすものであり、県下全域で継続的に推進します。

②少人数教育によるきめ細かな指導の推進（「元気福井っ子新笑顔プラン」の見直し）

福井県では、「元気福井っ子笑顔プラン」（平成 16 年度～19 年度）と「元気福井っ子新笑顔プラン」（20 年度～23 年度）に基づき、独自の少人数指導を全国に先駆けて進めています。

今後、国で進めている公立義務教育諸学校教職員定数の見直しに合わせて、本県の学級編制基準を見直していく必要があります。

※平成23年度の福井県の学級編制（「元気福井っ子新笑顔プラン」）

| 区分 | | ねらい | 内容 |
|-------------|-----------|----------------------------------|---|
| 小 学 校 | 低学年（1・2年） | 社会生活上のルールを指導 （学校生活の支援強化） | 1年は35人、2年は40人学級編制 31人以上の学級に低学年学校生活サ ポート（非常勤講師）を配置 |
| | 中学年（3・4年） | 生活指導から学習指導へ | 学級編制基準は40人 31人以上の学級でT・T、少人数指導 |
| | 高学年（5・6年） | 学力向上のための教科指導の充 実 | 学級編制基準は36人 31人以上の学級でT・T、少人数指導 |
| 中 学 校 | 1年 | 学力向上、不登校等の未然防止 （中1ギャップの解消） | 学級編制基準は30人 |
| | 2・3年 | 学習・進路・生徒指導等の充実 （生徒と向き合う時間を確保） | 学級編制基準は32人 |

○ 学校の裁量による柔軟な編制

- ・ 新笑顔プランの基準に基づいて配置された教員について、それぞれの学校の実態に合わせて市町教育委員会および校長の裁量により、チーム・ティーチング（T・T）や少人数指導に活用可能
さらにボランティアを21人以上の学級に配置

※ 小学校3～6年に、チーム・ティーチングや少人数指導を行うための加配教員を配置

○ 本県独自の少人数教育の充実

本年度、国において小学校1年生の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられましたが、この改定が小・中学校の全学年に拡大されるよう、引き続き国に求めています。

児童生徒の学力を維持・向上させるため、これまで「元気福井っ子新笑顔プラン」によって行ってきた本県独自の少人数教育の成果を検証し、児童生徒の発達段階や実情に応じた柔軟な学級編制や学習指導ができるように見直しを図ります。

③教員の指導力向上

児童生徒の学力の向上のためには、教員の資質・能力のさらなる向上が不可欠です。そのためには、各学校で行われている実践的な授業研究会など、教員が互いに学び合う機会を充実することが求められます。

今後10年間で約3分の1の教員が退職により入れ替わることから、若手教員の授業力の向上を図ることが課題となっています。その対策の一つとして、本県では、児童生徒にわかりやすく優れた授業を行う教員を「授業名人」として毎年15名程度任命しています。これら授業名人の公開授業を通して、若手教員に授業のノウハウを伝え、授業力を向上させています。また、授業づくりや授業研究のけん引役となる教員(コア・ティーチャー)を育成するとともに、そうした教員と綿密な連携を図りながら、学校全体の授業力向上に向けた研究体制を継続的に支援していく必要があります。

また、福井大学教職大学院のスクールリーダー養成コースにおいては、県教育委員会の推薦により、平成20年の開設以来70名弱の現職教員が入学しています。全国にも例を見ない「学校拠点方式^{※2}」を採用することによって、院生が勤務する学校に大学院の教官が直接出向き、学校現場が抱える諸課題について大学と学校との協働研究を進め、教師力や学校力の向上を行っています。

○教員同士の学び合いの促進

学校内で児童生徒の活用力や読解力を育成するため、コア・ティーチャーを育成し、学校全体の授業力向上に向けた研究体制を支援します。また、「授業名人」を中心として、授業改善に向けた研究を継続的に行う教員のグループを支援します。

○大学や企業等との連携による指導力の向上

福井大学と教育研究所との協働をさらに進め、「学び合いの場」としての学校を創造し、教育のプロとして自発的に学び続ける教員の指導力向上に向けた取組を支援します。

また、大学や企業等との連携により、教員の専門性の向上を喚起し、目標の実現のため生徒が身に付けるべき能力を育成するためのプログラムや指導方法を研究します。

○教育研究所による教員支援の強化

教員の多忙解消につながる教材研究支援システムの充実や教材・教具の開発、学校が抱える課題の解決に直結する要請訪問研修の充実等、教育研究所の学校支援機能を充実します。

また、教員の指導力向上を目的とした実践的な教員研修を充実させるための支援をさらに強化するため、教育研究所のあり方や、福井大学と連携した本県独自の教員研修について検討を行います。

***2 学校拠点方式:**学校を拠点として、新しい授業づくりのために大学院生である現職教員と、大学の実務家教員・研究者が協働して実践研究を進める、福井大学教職大学院独自のシステム。

④理科・数学教育の充実

国際的な学力調査(PISA等)において、日本の児童生徒の理数教科への関心が低いことが明らかになるなど、わが国の科学技術力の土台となる理数教育の充実が喫緊の課題です。

本県の学力調査からも、小学校から中学校へと学年が上がるにつれて、理科・数学が嫌いになる子どもが増えることがわかっています。

理科や算数・数学に興味や関心を持つ子どもたちを増やすためには、子どもたちの知的好奇心や探究心を刺激する授業を行うことが重要です。

また、理科や数学に関心の高い中・高校生をさらに伸ばすため、最先端の科学技術に触れて、学べる機会をつくることも必要です。

○サイエンスの基礎学力の定着

サイエンスの基礎となる算数を確実に身に付けるため、Webページを活用することによって、児童の単元ごとの習熟状況を全県的に把握・分析し、児童一人ひとりの指導に活かします。

また、小学校の算数・理科授業においても、高学年から専門性が高まることから、専門教科を考慮した教員の配置を進め、教科担任制の充実を図るほか、高学年の理科授業について観察や実験の支援を行う支援員の配置を進めます。

○大学・企業の参加によるサイエンスの応用力・実践力の向上

中学生や高校生が科学技術の基礎を学び、「理数グランプリ」や「国際科学コンテスト」への参加等を通して、同年代の仲間たちと競い合いながら、科学への興味を深め、論理的思考力を高める環境をつくれます。

また、スーパー・サイエンス・ハイスクール*³の指定や科学クラブの充実等により、高等学校と企業や大学等の研究機関との連携を進め、学校の授業を超えた高度な実験等を可能にするとともに、生徒たちの実感を伴った理解につなげます。

○地域とともに伸ばす子どもたちの「科学の芽」

理科や算数・数学に関して専門的な知識をもった県や地元企業の技術者・研究者や、大学の教官・学生等の協力を得て、子どもたちが学校の授業や公民館等さまざまな場所でサイエンスに関する講義や実験等を体験する機会を充実します。

*³ **スーパー・サイエンス・ハイスクール**: 文部科学省が先進的な理数教育を実施する高等学校等として指定するもので、観察・実験などを通じた体験的・問題解決的な学習や課題研究の推進、理数に重点を置いたカリキュラムの実施などを行う。

⑤国際人を育成する英語教育の充実

経済や社会の国際化・グローバル化が急速に進む中で、これからの社会を支える子どもたちには、国際的な視野を広げ、異なる文化を持つ人々と相互理解を深めることが必要です。

また、平成23年度から小学校の新学習指導要領が全面実施されたことに伴い、小学校高学年で外国語活動が必修となったため、小学校教員の指導力向上も必要です。

本県では、県が雇用する外国語指導助手(ALT)*⁴をすべての高等学校と公立中学校に配置し、英語教育の充実を進めていますが、国際社会の中で活躍できる人材を育成するため、生きた英語に接する機会をさらに提供することが必要です。高等学校の新学習指導要領にも「英語の授業は英語で行うことを基本とする」とあることから、英語教員の指導力向上と授業改善が一層必要となります。

○語学音声教育の推進による実践的なコミュニケーション能力の育成

グローバル社会をリードし、アジアなど世界に貢献する福井人を育てるため、海外研修や海外姉妹交流校との交流をはじめ、東アジアの国・地域からの教育旅行の受入れ、県内に在住する留学生との交流など実生活の中に生きる国際感覚や語学力を養う活動を支援します。

また、中学生や高校生の英語コミュニケーション能力を高めるために、ALTが企画・運営に参画する「英語キャンプ」や、ALTの協力の下で英語教員の指導力向上・授業改善を図るセミナーを開催するほか、各学校においても日常的に英語に触れ、楽しむ機会をつくります。

○小学校段階からの外国語活動の推進

小学校外国語活動の充実に向け、教員研修の充実や実践研究の促進と成果の普及に努めるとともに、児童がALTとふれあう機会を設けます。

また、英語科教員の小学校への配置や、地域の外国人の協力により、中学校英語との円滑な接続を図るためのカリキュラムや指導方法等の工夫・改善を進めます。

*4 外国語指導助手(ALT):Assistant Language Teacher の略。日本の学校で日本人教員の助手として外国語を教える外国人講師。

⑥情報教育の充実

21世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す、知識基盤社会の時代と言われ、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく新しい知識や価値を創造する能力が求められています。

情報教育により子どもたちの情報活用能力を育むことは、必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力等を育むことであり、知識・技能の確実な定着につながり、言語活動の基盤となるなど、「生きる力」に資するものです。

一方で、近年、携帯電話やインターネットの急速な普及により、ネット上の誹謗中傷やいじめ、ネット犯罪や違法・有害情報の氾濫などの問題が発生しており、児童生徒への情報モラル教育の一層の推進、保護者に対する啓発が重要となっています。

○子どもたちの情報活用能力と情報モラルの育成

ICT（情報通信技術）の活用は、経済・社会の新たな活用の源となることから、教育活動全体を通じて横断的に実施する必要があります。

新学習指導要領では、小・中・高等学校の各段階における各教科等を通じた情報教育の一層の充実が求められています。

そこで、小・中・高等学校12年間の発達段階に応じた体系的なICT活用能力の育成と情報モラル教育を推進するためのモデルカリキュラムを作成し、高度情報化社会に対応できる子どもたちを育成します。

○教員の情報教育指導力の向上

コンピュータの機器操作をはじめ、電子黒板等を効果的に活用できる教員を育成し、授業や行事等の学校教育全体の中で情報教育を推進できるように、教員のICT活用指導力の向上を図るための研修を実施します。

⑦白川文字学による独自の漢字学習の推進

「白川文字学」は、福井市出身の故 白川静博士が確立した漢字の新たな体系であり、講演会や講座、パネル展等を通じて、県民の興味・関心が高まっています。また、平成20年度から県内全小学校で、白川文字学を活用した本県独自の漢字学習が実施されています。

平成23年度からは、県教育委員会が副読本を作成し、共通のカリキュラムに基づく漢字学習を全小学校で行っており、将来にわたって漢字に対する子どもたちの興味・関心がさらに高まるよう、一層の充実を図る必要があります。

○白川文字学を活用した漢字学習の確立と定着

白川文字学を活用した質の高い漢字学習の授業を構築するため、各地域に漢字教育の拠点となる推進校を指定し、専門の講師による研修会の開催や教材の開発、指導案の研究を行います。

また、その成果を地域内の学校に普及しながら共同研究を進めることにより、各地域での研究体制を確立します。

○漢字学・白川文字学を学ぶ人材の育成

立命館大学東洋文字文化研究所と連携して「漢字学」を学ぶ講座を開設し、そこで学んだ教員を中心に、白川文字学を活用した漢字学習指導の一層のレベルアップを図ります。

また、このような「白川文字学」の研修講座等を広く県民にも公開します。

2 地域産業を担う人材の育成

①キャリア教育の充実

産業・経済の構造的変化や雇用の多様化等が進む中、子どもたちの進路(進学・就職)を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、目的意識が希薄なまま進路を決定し、進学・就職していく生徒もおり、近年、ニートやフリーターと言われる若者が増加しています。

本県においても、「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合は、全国と比較してそれほど高くありません。

児童生徒一人ひとりの夢を育み、変化の激しい社会に対応し、社会人・職業人として自立していけるよう、望ましい勤労観や職業観を育てるキャリア教育が重要です。

(参考) 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合〔全国学力・学習状況調査(H22)〕

小学校 70.7%(全国 19 位) 中学校 44.1%(全国 23 位)

○将来の夢と希望を伸ばし育てる教育の推進

発達段階ごとの将来の夢や目標を記録し、時機に応じて振り返ったり考え直したりすることにより、意欲を持って将来に臨もうとする態度と、望ましい勤労観・職業観の下、自分の意志で進路を切り拓いていく力を育成します。

本県ゆかりの著名人や様々な分野の第一線で活躍する専門家、さらには「社会貢献層」として地域社会の中での活躍が期待される「元気高齢者」等を学校に招き、仕事等について話してもらう機会を設け、児童生徒が夢や希望、働く意義や目標等を考えるきっかけをつくります。

○職業体験を軸としたキャリア教育の充実

小学校での職場見学や、中学校での連続 3 日以上職場体験やその後の進路選択など、小・中学校を通して、「働く」ことについて主体的に考える活動を行います。

②高等学校での職業教育の推進

これまで、農業高校では「目指せスペシャリスト事業」を、水産高校や工業高校では「地域産業の担い手育成プロジェクト」を実施し、将来の農業・水産業のスペシャリストや中小企業のものづくりの技術を継承する人材の育成に努めてきました。

職業系高校では、地域産業の担い手を育成するため、これからも企業と連携した実践的な職業教育を展開していく必要があります。

また、社会人として必要なマナーやモラル、身だしなみなどについては、日ごろの学校生活の中で身に付けさせることが必要です。

○職業系高校生の資格取得の応援

ものづくりの現場などで、企業等と連携した実践的な実習を行うことにより、職業系高校生の資格取得や専門分野の基本的な技能の習得を進めます。また、職業系高校の各専門分野について地元大学や研究機関と連携し、向学心や専門能力を高める出前授業や共同研究を推進します。

さらに、インターンシップ*⁵をはじめ、企業での実習と学校での授業を組み合わせた「デュアルシステム*⁶」の導入を視野に入れた実践的な就業体験を進めるとともに、計画的なキャリアアカウンセリングを進め、就職支援や早期離職防止を図ります。

○地域の産業のための人材育成

地元企業の技術者やその道一筋で退職した熟練技術者を学校に招いて授業や講習会を行うとともに、地域の特産品を活用した商品の開発や販売を行うなど実践的な職業教育を進めます。

○職業人としてのモラルと態度の育成

日ごろの学校活動の中で、職業観や社会人としてのモラル、ビジネスマナー、問題解決能力、コミュニケーション能力などを育成します。

*5 インターンシップ: 事業所等において、生徒や学生を対象に実施する短期間の研修。

*6 デュアルシステム: 主に工業等職業系専門高校の生徒が、事業所等において、学校での学習と関連のある実習を長期間にわたって実施することにより、実践的な技能と技術を習得する仕組み。

3 幼児教育の推進

①幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期です。本県の3～5歳児の保育所・幼稚園の在籍率は約98%と全国の中でも高く、就学前教育における保育所や幼稚園の役割は大きいと言えます。

一方で、小学校に入学した一年生が、「人の話をきちんと聞けない」、「落ち着きがなく友達と一緒に行動がとれない」など、学校生活や学習にうまく適応できない状況が続く、いわゆる「小1プロブレム」とよばれる問題も見られるようになってきています。

保育所・幼稚園での遊びを中心とした指導と、小学校での教育との円滑な接続を図るため、創意工夫を生かした保幼小連携を県内全域で推進します。

<本県の就学前児童の保育状況>

(単位:人)

| | 就学前児童数 | 幼稚園 | 保育所 | 家庭等 |
|---------|--------|---------------|----------------|------------|
| 3歳～5歳児計 | 21,588 | 5,391 (25.0%) | 15,797 (73.2%) | 400 (1.9%) |
| 3歳児 | 7,318 | 1,488 (20.3%) | 5,475 (74.8%) | 355 (4.9%) |
| 4歳児 | 7,028 | 1,602 (22.8%) | 5,421 (77.1%) | 5 (0.1%) |
| 5歳児 | 7,242 | 2,301 (31.8%) | 4,901 (67.7%) | 40 (0.6%) |

〔出典〕幼稚園児数：学校基本調査（22年5月1日現在）、保育所入所児童数：厚生労働省調査（22年4月1日現在）、家庭等児童数：県政策統計課調査推計人口（22年4月1日現在）

○幼児教育センター（仮称）による幼児教育の推進

人間形成の基礎を培う上で大切な幼児期の教育のあり方を示した幼児教育プログラムを作成するとともに、保育士・幼稚園教諭の専門性の向上や家庭教育との関連を重視した教育を進めるなど、幼児教育センター（仮称）を拠点とした本県独自の幼児教育を確立します。

また、保幼小連携を進めるため、幼児と児童の交流、保育課程・教育課程の編成や指導方法の工夫、互いの職場体験や合同研修など保育士・幼稚園教諭と小学校教諭の交流を推進します。

○地域や家庭と一体となった幼児教育の質の向上

読み聞かせ活動の普及を通して保護者の意識の向上を図るなど、家庭や地域への積極的な情報発信を行い、幼児を取り巻く地域全体の教育力の向上を図ります。

また、幼児教育相談員を配置し、保育所や幼稚園での指導・相談、保護者向けのセミナーの開催など、幼児教育のさまざまな取組を支援します。

4 特別支援教育の推進

①特別支援学校の適正配置と機能の充実

本県の特別支援学校(盲・ろう・養護学校)は福井市に集中しているため、通学手段の確保や遠距離通学による保護者の負担の軽減等が課題になっています。また、近年、高等部への入学生が増加していることから、高等学校段階における教育のあり方も検討する必要があります。

特別支援学校では、児童生徒の30%以上が重複障害学級に在籍するなど障害の重度重複化や多様化が進んでいます。また、特別支援学校は、地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に在籍している障害のある幼児や児童生徒を支援する、センター的役割も求められていることから、教員の専門性の向上が急務となっています。

○特別支援学校の環境の充実

奥越地区に、知的障害・肢体不自由・病弱の障害に対応でき、幼稚部から高等部までの一貫した教育を行う奥越地区特別支援学校(仮称)を、平成25年4月の開校に向けて、新たに整備します。

また、既設の特別支援学校についても、対応する障害の種別、スクールバスの運行や寄宿舎の役割などについて見直しを行います。

○障害に対応した機器整備と活用能力の育成

障害のある人にとって情報機器の活用が社会参加の拡大や社会的自立に有効であることから、特別支援学校において障害に対応した機器の整備や活用能力の育成を推進します。

○高等学校段階の教育の充実

医療、福祉、労働等の関係機関や企業等と連携し、職業教育の充実を図ります。

また、生徒の障害や適性に応じた高等部等のあり方について検討します。

○特別支援学校の教員の専門性の向上

特別支援学校の教員の資質向上のため、特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習を継続して行います。

また、児童生徒の適切な就学と教育相談の充実を図るため、特別支援教育センター^{*7}の強化と、同センターを中心とした特別支援学校等との連絡会議や専門研修を充実します。

***7 特別支援教育センター**: 福井県の障害児教育の充実をめざし、障害児教育についての教育相談や担当する教員の研修、指導方法等の研究、障害児教育についての理解・啓発等、障害児教育の総合的な支援を行う機関。

②一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実

通常の学級に在籍している発達障害等がある幼児や児童生徒に対して、個別の指導計画や教育支援計画を作成し十分に活用することにより、適切な支援を行う必要があります。

このためにも、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教職員が、個々の障害の特性に応じた適切な支援ができるように、特別支援教育の専門性を身に付けることが必要です。

また、通級による指導(11p *4 参照)の充実や支援員の配置等人的な支援のあり方を検討する必要があります。

<発達障害等やその疑いのある児童生徒の割合（福井県・平成20年度）>

| | |
|------------|------|
| 小学校（公立） | 5.9% |
| 中学校（公立） | 4.2% |
| 高等学校（公・私立） | 2.9% |

○発達段階に応じた関係機関との連携の強化

医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携会議において、専門的な視点から、保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校など段階ごとでの支援の具体策を検討し、切れ目のない支援を行います。

○小・中学校等における支援の充実

特別支援学級や通級による指導等の人的な支援と障害に対応した指導のあり方について検討を進めます。

定期的に校内委員会を開催し、障害のある児童生徒等への支援策の実践等について検討し、学校全体で支援する体制づくりを進めます。

また、関係機関と協力し、就学前からの発達障害を含めた障害の早期発見・早期支援の仕組みづくりを進めるとともに、各学校において、児童生徒一人ひとりのニーズに対応した指導ができるよう、個別の教育支援計画や指導計画の作成を進めます。

さらに、地域の特別支援学校や特別支援教育センター、嶺南教育事務所特別支援教育課、各地区の専門家チームによる研修会や相談会を実施します。

基本目標2 豊かな心と健やかな体の育成

1 豊かな心の育成

①道徳教育の充実

子どもたちを取り巻く環境の変化等により、生命を尊重する精神や自分を大切にする気持ちの乏しさ、自立の遅れ、倫理観や社会性の不足、規範意識や人間関係を形成する力の低下などが指摘されています。

新学習指導要領においても、学校の教育活動の中で、法やルールの意義や、それらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが重視されています。

このような中で、感謝する心や感動する心、思いやりの心など子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、人間としてのあり方や生き方を考える道徳教育の充実が求められています。

○独自教材による道徳教育の充実

児童生徒の実態を踏まえ、教育活動全体を通して、発達段階に応じた道徳教育を推進します。

また、福井県独自の道徳教育用教材を作成・活用し、自らのあり方や生き方について深く考え、夢や目標に向かって、失敗を恐れずに挑戦しようとする児童生徒を育てます。

○保護者・地域参加型の道徳授業

学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域から得るため、親子で一緒に道徳の授業を受けたり、学校から外に出て地域の中で授業を行ったりするなど、家庭や地域社会と一体になった道徳授業を実践します。

○子どもと地域を「ことばで結ぶ」絆づくり運動

身近な地域であいさつを通してお互いの「つながり感」を深めるなど、福井型コミュニティ・スクール^{*8}を中心に、地域ぐるみで豊かな心を育む道徳的実践活動を推進します。

○道徳的実践の場としての体験活動・奉仕活動の充実

集団での宿泊体験や自然体験などの活動を通して、感動する心を育てます。

また、子どもたちの社会性を育むため、学校活動の中で、奉仕活動をする機会を充実します。

***8 福井型コミュニティ・スクール**:家庭・地域・学校が連携し、地域の特性や実情を活かしながら、地域に根差した学校づくりをめざすもの。各々の代表で構成する「地域・学校協議会」を設置し、地域全体の教育・子育て方針や学校運営の基本方針を策定するとともに、それぞれが責任を持って活動するところに特徴がある。

②人権教育の充実

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、私たち一人ひとりが人権問題について正しく理解し、確かな人権感覚を身に付け、基本的人権を尊重することが強く求められています。

本県においても、平成18年1月に、「県民一人ひとりが、あらゆる機会において人権教育に参画し、日常生活における実践を通じて、福井県において人権という普遍的文化の構築をめざすこと」を基本理念とする「福井県人権施策基本方針」を策定し、すべての人々の権利が尊重される明るい地域社会づくりに努めています。

しかし、女性や子ども、高齢者、障害者等社会的弱者への虐待やインターネット等による誹謗・中傷など人権侵害の事案が増加しています。

人権を尊重する理念を正しく理解し、これを実践する態度を身に付けるよう、あらゆる機会を通して人権教育の推進を図る必要があります。

○計画的・組織的な人権教育の推進

各学校のスクールプランの中に人権教育を正しく位置づけ、その目標とするところを各教科等の指導を通して達成できるようにするとともに、地域の実情や児童生徒の発達段階を十分踏まえて計画的に推進します。

また、県内のすべての学校において人権教育担当者を中心に組織的な指導を推進し、全教職員が同和問題をはじめとする様々な人権問題や人権教育のあり方等についての研修を推し進め、共通理解を図ります。

○指導者の育成と資質の向上

各市町の社会教育指導員や人権問題社会教育指導員等の研修を充実します。

また、人権教育の実践者を講師として起用するなど各種研修会を通して人権教育を進めます。

○人権教育の指導内容および指導方法の工夫・改善

体験活動や参加体験型の学習活動を通して、人権感覚の育成と実践力の向上を図ります。

また、人権に関する冊子やリーフレット、視聴覚教材等を活用して、人権教育および人権啓発の推進、指導内容および指導方法の工夫・改善に努めます。

③豊かな体験活動の推進

少年犯罪やいじめ、ひきこもりといった青少年を取り巻く問題の背景には、都市化や少子化、人間関係の希薄化など社会環境の変化による規範意識や思いやりの心の未発達、コミュニケーション能力の低下があることなどが指摘されています。

規範意識や豊かな人間関係を構築する力など社会性を育成するためには、五感すべてを用いる体験活動が効果的と言われています。

学校や地域では様々な体験活動が行われていますが、さらに長期の宿泊体験活動のメニューの開発や地域のネットワークの活用などによる豊かな体験活動の推進が求められています。

○学校における多様な体験活動の推進

2泊3日以上の特設宿泊体験や職場体験、ボランティア体験等、自然や地域社会の中で多様な体験活動を実施してもらうため、学校が活用しやすい長期宿泊体験活動のメニューの開発などを通して、学校を支援します。

○時代のニーズに対応した新たな体験学習の構築

異世代や他地域との交流を盛り込んだ、多様な体験学習を提供します。

特に、不登校やひきこもりなど自立が必要な子どもたちの社会性を育むため、集団宿泊活動や自然体験活動等の活用を進めます。

また、子ども会やボーイスカウト等社会教育団体と連携し、体験活動の充実を図ります。

○青少年教育施設の機能の充実

子どもたちが自然の中での長期集団宿泊や体験活動を通して、規範意識や人間関係能力、社会性等を身に付けられる環境づくりを進めます。

また、施設のスタッフのコーディネート機能を高め、地域資源や他の体験・文化施設等と連携した魅力ある体験活動メニューづくりや、異世代・異種団体との交流活動の機会を提供するなど、機能の充実を図ります。

○農業体験活動を通じた食農教育の推進

米づくり、梅もぎ、らっきょう切りなど、地域の特色を活かした農業体験を通して、農業・農産物に対する理解を深め、生産者への感謝や郷土への愛着を育みます。

○伝統的地場産業に関する体験学習の拡充

繊維、眼鏡、和紙、打刃物、塗り箸などの伝統的地場産業について理解を深めるため、地元企業や地域の協力を得ながら、社会科や総合的な学習において、職場見学・職場体験を推進します。

④環境教育の推進

地球温暖化等地球規模の環境問題が深刻化している中で、子どもたちが身近なところから環境の大切さについて学び、日々の生活の中で実践する環境教育の重要性が指摘されています。

しかし、環境教育は教科として位置付けられてはいないため、小・中・高等学校教育を貫く系統だったカリキュラムが十分には開発されておらず、個別の実践活動に終わってしまう場合も見受けられます。

豊かな水や緑など自然に恵まれた県土を次の世代へ守り育てていくためにも、地域の特性を生かした、系統性のあるカリキュラムの開発や環境教育に携わる教員の指導力の向上を図ることが必要です。

○体系的な環境教育の推進

各学校に環境教育や環境学習を進める担当者を置いて、全体計画や年間指導計画に基づいた環境教育を推進します。

幼児期から身近な生き物に触れる体験を行うことにより、生物多様性^{*9}の重要性を学習します。

○体験を重視した環境学習の充実

本県独自の環境学習用副読本「エコ・ワークブック」を活用した環境学習を学校の内外で進めるとともに、子どもたちの主体的な環境学習や実践活動を行う「こどもエコクラブ」の登録を進め、活動や交流を支援します。

また、環境・エネルギーに関する専門家として県に登録している「環境アドバイザー」等を学校に招き、児童生徒の環境・エネルギーについての理解や関心を深めます。

環境教育の推進役を期待される教員の指導力向上に向けた研修や、環境・エネルギー教育に関する資機材の活用研究を進め、授業の改善や充実を図ります。

○ユネスコスクール参加校の拡大

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）では、私たちと私たちの子孫が、この地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学びである「持続発展教育（Education for Sustainable Development）」を、ユネスコスクールを推進拠点として進めています。

「国連持続発展教育の10年」と位置づけられている平成26年までの間に、本県においても持続発展教育に取り組むユネスコスクールの参加校を拡大します。

*9 生物多様性：地域全体に多様な生物が存在し、それによって生態系の豊かさやバランスが保たれていること。

⑤ふるさと教育の推進

子どもたちが、ふるさとの自然や伝統、産業などを学び、関心を深めることは、それらを育んできた郷土を愛するとともに、ふるさとの誇りを持ち、地域の一員としてふるさとの発展に貢献する心を育てることにつながります。

子どもたちが、ふるさと福井の良さを認識し、ふるさとの将来像を描けるようにするには、子どもたちが実際に地域に出て、地域の伝統的な行事や社会貢献活動に参加・体験する機会を、地域と連携して設けていく必要があります。

○学校教育の中での「ふるさと福井」の理解の促進

総合的な学習や新聞を活用した学習活動、こども歴史文化館・県立歴史博物館等での見学などを通して、「ふるさと福井」についての理解を深めます。

○「元気ふくいっ子ふるさと貢献プロジェクト」の推進

小・中・高校生等が身近な地域へ出かけて、地域貢献を実践するプロジェクト学習により、各地域の特色を生かした魅力的なふるさと学習活動を推進します。

<プロジェクトの例>

- ・技術・家庭 … 県産材を活用したものづくり
- ・図画工作・美術 … まちなか美術館の実施 など

○地域資源の活用によるふるさと教育の推進

公民館や社会教育施設等との連携により、地域の教育・文化資源を活用し、人々とのふれあいや自然体験、ものづくり体験、職場体験等、多様な学習を推進します。

○伝統行事等への参加促進

地域において、子どもたちに伝統行事への参加・伝統芸能を体験する機会を提供し、地域の伝統文化を守り育てる活動を促進します。

また、学校や公民館に、芸術・文化に精通し、高い知識や技術を持った地域の活動者を招き、子どもたちが指導を受けることのできる機会を充実します。

○先人に学ぶ機会の提供

福井ゆかりの先人の業績を県民に知ってもらい、郷土の誇りとしてもらうため、先人ゆかりの地で先人について学ぶ講座や、ゆかりの地を巡るバスツアーを企画します。

○こども歴史文化館の充実

「こども歴史文化館」は、本県ゆかりの先人（歴史上の人物）や達人（現在様々な分野で活躍する人）の功績を紹介し、それらを通して生きる姿勢や行動力を学ぶ「ふるさと教育」の拠点施設としての役割を果たしています。

これからも、子どもたちに何度も足を運んでもらえるよう、学校や保護者等の意見を採り入れながら、展示や企画内容を充実するとともに、計画的かつ継続的な人物情報の調査研究を進めていきます。

⑥読書活動の推進

近年、テレビやインターネットなど様々な情報メディアの普及や子どもたちの生活環境の変化などを背景として、子どもたちの読書離れが進んでいます。

平成22年度の全国学力・学習状況調査によると、「家や図書館で平日1日当たり30分以上読書をしている」児童生徒の割合は、小学校6年生が 33.0%(全国 35.9%)、中学校3年生が 25.5%(全国 27.3%)と、いずれも全国平均を下回っています。

子どもたちが豊かな教養や感性、多様な価値観等を身に付けるためにも、社会全体で読書活動を推進することが大切であり、平成22年3月に県教育委員会が策定した「元気ふくいっ子読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが自主的に本に親しみ、みんなで読書を楽しむ環境づくりが必要です。

○家庭における読書活動の推進

“ブックスタート”^{*10}や幼児への読み聞かせ活動などにより、家庭での読書活動を進めます。

また、各家庭における「本のある生活」の啓発のため、書棚を設ける「マイ図書館」づくり、家族の外出コースに図書館や書店を入れるなどの働きかけを行います。

○地域における読書活動の推進

地域づくりの核となる児童館や公民館で、子どもの読書への興味・関心を高めるとともに、「子ども文庫」を開設しているボランティア団体の活動への支援、「家庭での読み聞かせ」研修講座や、乳幼児期から絵本等に親しめるように妊婦対象の読書講座の地域開催を推進します。

また、小学生への公立図書館貸出カードの普及や、公立図書館から学校図書館や地域の「子ども文庫」等への団体貸出等、公立図書館でのサービスの充実に努めます。

○学校での読書活動の推進

児童生徒の読書習慣の定着のため、学校の実態に応じて全校一斉読書等に取り組むとともに、本の面白さを紹介するブックトークや読み聞かせなどを通して読書意欲の向上を図ります。

また、学校図書館の充実を進め、授業で学校図書館を計画的に活用するとともに、学校図書館サミットなど他の学校と交流する機会を設け、読書活動の盛んな学校の取組を広げます。

○読書活動を支える環境整備と人材の育成

「子ども読書の日（4月23日）^{*11}」や読書週間をとらえた読書推進活動など読書に親しむ環境づくりを進めるとともに、各種研修会を通して司書教諭や図書館支援員の資質向上、子どもの読書活動や優良図書の普及を進める読書ボランティアの充実に努めます。

*10 **ブックスタート**: 健診の機会などに、自治体がすべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す事業。

*11 **子ども読書の日**: 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもの読書活動の推進に関する法律第10条により設けられ、4月23日と定められている。

2 健やかな体の育成

①体力・運動能力の向上

福井県の児童生徒の体力や運動能力は、近年の全国調査では全国最上位にありますが、昭和60年頃の水準と比べると低下しています。

また、種目別にみると、持久走やシャトルランなど持久力の高さを示す種目が特に優れている一方で、握力や投力については全国平均以上ではあるものの、さらなる向上が必要です。

小・中学校において、始業前や授業間の大休みを利用した“全校体育”を行う学校が減少し、放課後や休日に屋外で運動する子どもも少なくなっています。

昭和38年から独自に実施している福井県体力テストを引き続き実施し、その分析を踏まえた体力向上策を進める必要があります。

○児童生徒の体力の維持向上

体力テストを市町と連携して継続的に実施するとともに、県体力向上推進委員会での詳細な分析に基づき、各学校における「体力向上推進計画書」の策定を推進し、教科としての体育や全校体育、運動部活動等において体力向上に向けた取組を充実します。

学校においては、児童生徒に自己の体力の状況等を十分理解させ、より効果的な運動習慣の確立や生活習慣・食習慣の改善を通して、自らが積極的に体力向上に取り組むよう指導するとともに、体力テストの結果を全国平均値や県平均値と比較して分析し、学校における体力向上策に活用します。

また、体育担当教員の指導力の向上のため、種々の学校体育実技指導者講習会を充実します。

○運動部活動の充実

運動部活動は、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わうとともに、身体の発達や体力・運動能力の向上に大きな効果があります。

このため、教育効果と競技力向上に配慮した、専門外の教員でも活用できる「運動部活動ガイドライン」を作成し、スポーツの魅力や優れた技能等を教えることができる指導者の育成と資質向上に努め、適切な運動部活動の運営を促進します。

②健康教育の推進

社会環境の変化は、子どもたちの心身の健康にも大きく影響を及ぼしています。

生活習慣の乱れや心の健康のほかにも、アレルギー疾患や薬物の乱用、性の問題行動等の課題が顕在化してきています。

平成 21 年 4 月に施行された学校保健安全法は、学校保健計画の策定や健康相談の実施など、学校の保健管理を強化し、より組織的・計画的に進めるよう求めています。

また、平成 22 年度学校保健統計調査結果では、本県の児童生徒のむし歯保有率と低視力者の割合が全国に比べ高い状況にあるため、家庭や地域と連携した健康教育を進める必要があります。

○学校保健活動の強化

すべての学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会を中心に、家庭や地域と連携を図りながら、子どもたちの規則正しい生活習慣を培うとともに、健康の保持・増進に向けた学校保健活動を推進します。

感染症やアレルギー疾患、心の健康など児童生徒の健康に関わる課題が複雑化・多様化していることから、養護教諭を中心とする健康相談体制を強化し、一人ひとりに応じた指導の充実、児童生徒が直面する課題の早期解決に取り組みます。

○子どもたちの眼と歯の健康の増進

医療機関や関係団体、家庭との連携により、むし歯や視力低下の予防のため、正しい歯磨きや姿勢等、望ましい生活習慣の定着を促進します。

○薬物乱用防止教育の推進

教員や学校薬剤師対象の講習会を開催して指導者の資質向上を図るとともに、生徒向けの「薬物乱用防止教室」を開催します。

また、小・中・高等学校等の保健体育や特別活動、道徳等の授業で、パンフレットやビデオ等を活用して、児童生徒の発達段階に応じた、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

③食育の推進

「食育^{*12}」という言葉は、福井県出身の医師・石塚左玄の著書「化学的食養長寿論(1896年)」の中に日本で初めて使われ、「食」に関する知識と「食」を選択する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを意味します。平成17年に公布された食育基本法においても、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けられています。

特に、子どもたちに対する食育は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を与え、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。

今日、朝食欠食、偏った栄養摂取などの食生活の乱れや食に起因する生活習慣病などの問題が指摘されていますが、学校が、家庭や地域と連携して食育を推進し、児童生徒に対して食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることが必要です。

○栄養教諭を中心とした学校での食育の推進

すべての学校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、教育活動全体を通して食育を進めます。

栄養教諭^{*13}による指導時間を確保し、ふるさと教育や地産地消の観点から本県の食材や食文化、郷土料理等を取り入れた授業を展開し、食についての関心や理解を深めます。

また、食べ残しのない学校給食の実現に向けて、栄養教諭や学校栄養職員、調理員、給食主任等が子どもたちの味覚に合った献立を開発するとともに、ボランティアを活用して、地域の特産物や伝承料理について体験し、学ぶ機会を設けます。

○「おいしい地場産給食」の実現

学校給食関係者の衛生意識の向上を図り、給食調理場の衛生管理を徹底するとともに、学校給食施設や設備の充実を図ります。

また、学校給食において、安全安心な食材の使用の観点とともに、食への感謝の心を育み、郷土への愛着を深める観点から、地場産食材の積極的な活用を通して地域の農林水産業の恵みについて理解を図るとともに、保護者や生産者等と協力して、規格外のため流通になじまない食材の活用について検討します。

○食育推進に向けた家庭・地域への啓発

正しい食習慣の定着を図るため、学校給食をはじめ、学校で行っている「食」に関する指導内容について、家庭や地域に「食育だより」等で積極的に発信します。

*12 食育:様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

*13 栄養教諭:子どもたちの栄養の指導および学校給食の管理を担当する教育職員。

3 生徒指導・教育相談体制の充実

①不登校対策の充実

本県の小・中・高等学校における不登校児童生徒の出現率は、ここ数年ほぼ横ばい傾向にあり、高止まりの状況にあります。特に、中学校で不登校になる生徒の半数以上が、小学校の段階から休みがちであったこともわかっており、小学校の早い段階から不登校の未然防止に向けた取組を系統的・継続的に行うことが必要です。

また、不登校対策の最終目標である児童生徒の将来の社会的自立に向けて、「心の居場所づくり」「絆づくり」を基盤に、人間関係に関わる能力や集団における社会性の育成など「社会への橋渡し」や学ぶ意欲の醸成を学校・学級づくりの基本に据え、「新たな不登校を生まない」という視点に立って教育実践を見直していくことがきわめて重要です。

○未然防止に重点を置いた福井型不登校対策の推進

平成22年8月に策定した「福井県不登校対策指針」に基づき、未然防止・初期対応・自立支援の3つのシステムによる不登校対策を進めます。また、各学校においては、状況調査等により気がかりな児童生徒の把握に努めるとともに、チームで組織的な対応を行います。

さらに、各学校が関係機関と連携しながら的確に初期対応や自立支援ができるよう、不登校対策のための教員研修や不登校対策取組事例集の作成・配布を進めます。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な配置

教育相談体制を一層充実するため、各学校の不登校児童生徒の状況等を踏まえながら、スクールカウンセラー*14やスクールソーシャルワーカー*15を効果的に配置します。

○保幼小・小中・中高連携の推進

入学・進学に伴う不登校の発生を抑えるため、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校のそれぞれの連携を充実します。

また、保育士や幼稚園教員と小学校教員の合同研修会や、幼児・児童・生徒の体験入学や交流会の開催等により、校種間の円滑な接続のための連携体制を強化します。

*14 **スクールカウンセラー**:学校における相談機能の充実を図るため、学校に配置している臨床心理士等、子どもの心の問題に関する専門家。

*15 **スクールソーシャルワーカー**:学校において、生徒指導上の諸問題の積極的予防および解消のために、社会福祉等の専門的な知識や技能を用い、関係機関とのネットワークを活用して、子どもを取り巻く環境の改善、本人の課題に対処する力の向上を図るシステムづくりを行う専門家。

②生徒指導・教育相談体制の充実

小・中・高等学校のいじめの認知件数は、調査の定義が見直された平成 18 年度以来、減少傾向にあります。これからも、子どものサインを見逃さない体制を整えるとともに、アンケート調査や個別相談等により、児童生徒一人ひとりに適切に対応する必要があります。

児童生徒の問題行動などに適切に対処するためには、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切です。学校・家庭・地域や関係機関などが連携し、子どもを対象とした相談体制の充実を図ることが必要です。

また、近年の携帯電話やインターネットの普及に伴い、児童生徒が有害な情報にさらされたり、トラブルに巻き込まれたりする危険性が増大しています。時には、児童生徒自身が加害者となるケースもあることから、情報モラルの育成が重要です。

○問題行動の未然防止

福井県教育委員会が平成 21 年 1 月に作成した「学級運営指導書」に基づき、学級担任の力量を高め、いじめが発生しない「通うのが楽しい学級づくり」を進めます。

道徳教育や人権教育など教育活動全体を通して、倫理観や規範意識を高め、他人への思いやりの心を持つ教育活動を推進します。

インターネット等に含まれる有害情報への対策のための教員向けの研修会や、児童生徒と保護者が共に学ぶ機会を設けます。

○教育相談体制の充実と関係機関との連携強化

小・中学校では、スクールカウンセラーや心のパートナー^{*16}などを配置し、いじめの兆候をいち早く把握したり、児童生徒が悩みや不安を気軽に相談できる体制を充実するとともに、学級担任等が一人で問題行動を抱え込まず、学校全体として早期に対応できる生徒指導体制づくりを推進します。

また、学校だけでは解決できない問題も多いことから、地域対策会議の開催等関係機関と連携した取組を進めていきます。

*16 心のパートナー：不登校の減少等をめざして、学校や適応指導教室、家庭に派遣され、児童生徒にとっての気軽な話し相手となってもらう大学生等。

基本目標3 信頼される学校づくりの推進

1 学校マネジメント改革の推進

①スクールプランの達成と教職員評価システムの構築

スクールプランは、授業をはじめとする教育活動の目標や内容等を具体的に表した、学校の全体計画です。「信頼される学校づくり」や「開かれた学校づくり」のためには、プランに基づく取組の成果を評価し、保護者や地域に公表する必要があります。

県内の公立小・中学校や県立学校で作成しているスクールプランの達成のためには、教職員一人ひとりが自分の職務とスクールプランの関係を明らかにし、職務に対する意欲を高め、資質能力の向上を図るとともに、学校としての組織力を高める必要があります。

このため、学校組織の活性化を図る教職員評価システムを活用して、信頼される学校づくりを推進します。

○スクールプランの充実

スクールプランに基づいて各学校が行う教育活動については、学校の自己評価や、保護者や地域からの意見に基づいて検証し、必要に応じてプランの見直し等改善に努めます。

○教職員評価システムによる活力ある学校づくり

目標管理と業績評価の2本柱による教職員評価システムを導入し、評価者である校長や教頭が行う面談等を充実させることによって、教職員一人ひとりの意欲や資質能力を向上させ、組織の活性化につなげます。

○教職員がやりがいを持って児童生徒と向き合える環境づくり（教職員の多忙解消）

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、教職員の多忙解消を進めることが必要です。

ICT（情報通信技術）を活用した校務支援システムの導入・充実により、教職員間の情報の共有化を進め、きめ細かな指導と教員の校務の負担軽減を図ります。

また、経験者研修や課題別研修の見直しなど現行の研修体系の改善を図るとともに、学校への調査・照会文書の削減をはじめ、学校事務の共同実施やアウトソーシングの検討などに、県・市町の教育委員会と学校が一体となって取り組みます。

○教職員の心身の健康保持

教職員が心身の健康とゆとりを持って子どもたちと向き合えるよう、健康管理とともに、メンタルヘルス面での総合的・体系的な対策を進めます。

②部活動改革の推進

中学校や高等学校の新学習指導要領には、部活動の意義や教育課程との関連を図ることなどが記載されています。部活動は豊かな学校生活を送る上で有用であり、特に、運動部の活動は体力の向上や健康の増進においても、きわめて効果的です。

しかし、少子化等により学校が小規模化し、ここ数年、中学校で5～6部、高校で12～15部が廃部を余儀なくされています。また、部として存続していても、部員不足のためチーム編成がままならないケースや、指導者の実技指導力不足のため生徒に十分な指導ができないケースもあります。

このため、部活動のあり方を抜本的に見直し、活性化させる必要があります。

○運動部活動ガイドラインの策定

競技力向上等、部活動の役割を明確にするとともに、外部指導者の活用や、部活動の危機管理等についてガイドラインを策定します。

○複数校での合同部活動や拠点校方式の導入

少子化や指導者の高齢化により運動部が廃止された場合や、進学先の学校に希望する競技種目の運動部がない場合等にも、生徒の希望どおりに運動部に所属できるように、地域指導者の積極的な活用や複数校での合同部活動の奨励、高等学校の強化指定校制度の導入等を検討します。

○運動部活動と総合型地域スポーツクラブとの連携促進

学校では限られた運動部にしか参加できない生徒たちの受け皿として、総合型地域スポーツクラブの設置や運営を支援します。

また、学校部活動や地域のスポーツクラブ等との間において、学校内や地域の体育施設での共同利用や指導者の相互交流を進めます。

○地域における文化部活動の発表の支援

文化施設をはじめ、地域の行事・イベント等の場で、日ごろの部活動の成果を発表する活動を支援します。

③学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

本県では、すべての小・中学校を「福井型コミュニティ・スクール」として、地域の教育力を活かした学校活動の運営や、家庭・地域と学校との連携を強化する基盤を整えました。「地域・学校協議会」を核として、学校運営の基本方針や学校ボランティアの運営、子どもたちの安全対策、あいさつ運動等地域での行事や活動への参加が進められています。

しかし、地域の行事に参加する子どもや学校活動に参加する保護者が限られてきていることや、見守り隊活動など学校ボランティアを充実することなども課題となっています。

さらに、子どもたちが郷土愛を持ち、地域の一員としてふるさとに貢献しようとする心を育てるためにも、「福井型コミュニティ・スクール」の充実を図る必要があります。

○コミュニティスクールの機能向上

県内すべての小・中学校に設置されている「地域・学校協議会」を核として、子どもたちの地域の行事や活動への参加を促進するとともに、学校ボランティアや学校開放などのコーディネート機能を高めます。

○中学校区内での総合的な学校応援体制の整備

中学校区内の小・中学校の「地域・学校協議会」のネットワークづくりを進め、小中連携を進めます。

また、学校ボランティアの充実など、地域全体で義務教育 9 年間を見通した学校サポート体制を構築します。

○オープンネットワーク教育の推進

学校単位で行われてきた教育活動の枠から一歩踏み出し、学校同士、学校と地域社会、学校と企業・大学などとのネットワークを築いて、「外」の知見を最大限に活かす「オープンネットワーク教育」を広げます。これにより、県民や企業などの幅広い協力と参加の下で、自らの将来に「希望」を持って粘り強く学び、行動する「挑戦力」を持つ人材を育成します。

○家庭等への情報発信の推進

学校ウェブサイトやメール等による、家庭・地域住民への情報発信を推進します。また、その一方で、個人情報の漏えい防止をはじめ、情報セキュリティの徹底に努めます。

④小規模校での教育の振興

児童生徒数が100人未満の学校は、平成22年5月1日現在で、小学校では64校(全203校のうちの約3分の1)、中学校では19校(全76校のうちの4分の1)あります。

小規模校では、子どもたち一人ひとりに目を行き届かせ、個性や能力を伸ばす、きめ細かな教育が実践しやすいというプラスの面がありますが、その反面、「クラス替え」がないため子どもたちの人間関係が固定されるとともに、グループ活動ができない、話し合いの能力が身に付けられないなどの課題があります。

このような小規模の学校に通う子どもたちにおいても、多くの仲間と切磋琢磨しながら、学ぶ意欲や学力を高められるような環境づくりが必要です。

○学校間・学校種間のネットワークの強化

複数の学校間でカリキュラムを工夫しながら、合同授業や合唱等の集団活動を行うとともに、近隣校との学校行事の合同開催や部活動の合同練習等、学校間・学校種間の連携の強化に努めます。

○少人数学習集団の特長を活かした授業方法等の研究や研修の充実

複式教育指導員の派遣や教員研修の充実により、複式学級等少人数学習集団の特長を引き出せる授業方法等の研究・実践を進めます。

⑤小・中学校の統廃合への適切な対応

公立小・中学校の適正規模については、学校教育法施行規則に「12 学級以上、18 学級以下を標準とする」との基準が示されています。

本県の小・中学校のうち、この標準規模より小さい学校は、平成 22 年度で、小学校が 138 校(68.0%)、中学校が 37 校(48.73%)あります。

さらに、「すべての学年でクラス替えができない規模(1 学年 1 学級以下)」の学校も、小学校が 104 校(51.2%)、中学校が 16 校(21.1%)あり、少子化の進行によりさらに小規模化が進めば、子どもたちの教育環境や教育条件に大きな格差が生じるおそれがあります。

今後、子どもたちに最適な教育環境を提供するため、学校の適正規模や統廃合について、保護者や地域住民と合意形成を図る必要があります。

○小・中学校の統廃合のための支援策の充実

小・中学校の望ましい規模は、小学校は「クラス替え可能な規模」、中学校は「クラス替えが可能で、すべての教科の担任を配置できる規模」と考えられますが、統廃合については、市町において地域の実情を考慮しながら十分検討する必要があります。

統廃合の妨げになると考えられる、学校間の履修状況の違いや通学の遠距離化などの問題を解消するため、教職員の加配等による学習や生活への支援の充実、スクールバス購入のための助成など、統廃合を進めやすくするための支援策を講じます。

○空き校舎活用への支援

小・中学校の空き校舎が、統廃合後も地域のシンボルとして有効に活用されるよう、活用事例等の紹介やホームページでの公募などにより市町を支援します。

2 県立高等学校の再編整備と魅力ある学校づくり

① 県立高等学校の再編整備と魅力ある学校づくり

少子化の影響により、平成 22 年 3 月の中学校卒業生数がピーク時(平成元年 3 月)の 6 割程度にまで減少し、さらに平成 37 年には半数になる見込みであるなど、県立高等学校の小規模化が予想されます。

このため、すべての県立高等学校において、生徒が互いに切磋琢磨しながら成長できる環境を整える必要があります。また、科学技術の進展や産業構造の変化に伴い、社会が求める知識・技能は日々進んでおり、こうした流れに的確に対応するため、より高度で実践的な専門教育が必要となっています。

こうした中、県では、平成 20 年 10 月の県高等学校教育問題協議会の答申に基づき県立高等学校の再編整備を進め、平成 23 年 4 月には、奥越地区において、本県初の総合産業高校となる「奥越明成高等学校」を開校しました。

これからも、再編整備に当たっては地域住民と意見交換を行いながら、これからの子どもたちのことを第一に考えて進めていきます。

県内の中学校卒業生数 ※ () 内は 元年 3 月卒業生数との比較

| 平成元年3月卒業生 | 平成22年3月卒業生 | 平成37年3月卒業生(見込み) |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 13,483 人 | 8,529 人(▲36.7%) | 6,814 人(▲49.5%) |

○学校再編による教育環境の充実

再編統合により適正な学校規模(1 学年当たり 4~8 学級)を確保し、学習活動や部活動等での教育効果を高めるとともに、教員の適正な確保と資質向上、施設・設備の充実に努めます。

○普通科系高等学校における進学指導の向上

普通科単独校化をはじめ、中高一貫教育のあり方やチャレンジ科(仮称)の設置等、生徒の希望の実現を支援する体制づくりを検討します。

また、各高等学校では、進路希望に応じたコースの設置や習熟度別クラス編成等によるきめ細かな学習指導を行います。

あわせて、高校生学力向上推進委員会の分析等に基づき、習熟度に応じた指導方法や教材の開発、進路希望に応じた特別指導の強化等、独自の学力向上策を進めます。

○魅力ある職業教育の推進

観光や環境・エネルギー、食育など、地域の特性に基づく特色ある学科やカリキュラムを編成し、社会のニーズに沿った職業教育を展開します。

大学や地元産業界との連携による実践的な職業教育を推進し、最先端技術に触れる講習会や体験学習をいくつかの高等学校が合同で開催し、専門教育の充実を図ります。

また、総合選択制の導入により、専門系大学等への進学を希望する生徒のニーズに応えるカリキュラムを実施します。

○定時制・通信制教育の充実

平成22年度から単位制・2学期制に移行した県立高等学校の定時制・通信制課程について、生徒の多様な学習ニーズに対応できるよう教育内容の改善に努めるとともに、単位制*¹⁷の特性を生かした教育課程の編成や学びやすい学習システムのさらなる充実を図ります。

また、多様な課題を抱える生徒たちの心の問題に対応するため、カウンセリング機能の充実を図ります。

*17 単位制: 学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる仕組み。

3 私学教育の振興と支援の充実

①特色ある私学教育の振興

私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針により、特色ある教育活動を行っており、公立学校とともに本県の公教育の一翼を担っています。

学力を伸ばす教育のほかにも、豊かな人間教育・人格教育や生徒の個性を伸ばす芸術・スポーツ教育、夢の実現に向けたキャリア教育、現代社会に即した女子教育など、公立学校にはない多様なコースや教育プログラムの下で、きめ細かな指導が行われています。

一方、少子化の進行に伴う生徒数の減少等により、定員の確保が大きな課題となっています。公立高等学校の授業料無償化に合わせて、私立高等学校等の生徒を対象に就学支援制度が創設されましたが、さらに、所得に応じた授業料減免を県の助成を受けて行っており、保護者の負担のさらなる軽減が図られています。

私立学校が、社会の変化や県民のニーズに合わせた、魅力ある学校づくりを進めるためにも、総合的な支援が引き続き必要です。

○魅力ある学校づくりや特色ある教育活動等への支援

特色ある学科やコースの設定、全国で活躍するスポーツ・文化活動の推進など、魅力ある学校づくりの取組を支援します。

○保護者の負担の軽減

私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校が行う授業料減免等に対して支援します。

○教育環境の充実

安全安心な教育環境の実現のため、老朽化した学校施設の耐震化や改築を支援します。

○公私共通の諸課題への対応

学力・体力の向上や不登校対策、就職支援策などの諸課題への対応について、公・私立学校間の連携をさらに強化します。

○私立学校における経営の健全性の確保

私学教育の教育条件の維持向上を図り、学校経営の健全性が高まるよう、教員の人件費等経常的経費等を支援します。

4 安全・安心な学校づくり

①学校施設の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒の学習の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難場所として重要な役割を果たしています。今年 3 月の東日本大震災においても、学校が地域コミュニティを支えるものだということが再認識されました。

平成 23 年 4 月 1 日現在での本県の公立学校施設の耐震化率は、小・中学校が 78.4%、高等学校が 81.2%であり、特別支援学校については、平成 22 年度末に耐震化が完了しました。

今後とも、未耐震の学校施設について、計画的に耐震化を図る必要があります。

県内の公立学校の耐震化の状況（平成 23 年 4 月 1 日）

| 区分 | 全棟数 | 耐震済棟数 | 未耐震棟数 | 耐震化率 |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 小・中学校 | 1,163 | 912 | 251 | 78.4% |
| 高等学校 | 314 | 255 | 59 | 81.2% |
| 特別支援学校 | 62 | 62 | 0 | 100.0% |

○学校施設の耐震化の優先実施

県立学校施設については、平成 27 年度までに耐震化を完了するよう、計画的に耐震化を進めます。

小・中学校施設についても、国の補助制度を活用して、できる限り早期に耐震化を完了するよう、設置者である市町に対して積極的に働きかけます。

また、耐震化に合わせて、防災機能の強化や太陽光発電など環境に配慮した学校施設整備を進めます。

②安全対策の充実

学校は、子どもたちが健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として、安全で安心な環境が確保される必要があります。しかしながら、子どもが巻き込まれる事件・事故が依然後を絶たず、通学路を含めた子どもの安全を確保することが大きな課題となっています。

本県では、すべての公立学校で危機管理マニュアルを作成し、防犯訓練等を実施しています。

また、登下校時の安全管理については、全小学校区において、地域の高齢者等約 4 万 8 千人による見守り活動のほか、青色回転灯を備えた自動車での巡回を行っています。

これからも、これらの活動を継続するとともに、子どもたちが自分自身の安全を守る危険予知・回避能力を身に付けることが求められています。

また、平成 21 年 4 月に施行された学校保健安全法で、すべての学校に「学校安全計画」の策定が義務付けられており、各学校では、計画に基づき、危機管理体制の整備や危機対応についての教職員の資質向上を進める必要があります。

○学校安全体制の整備

各学校が「学校安全計画」を策定し、これに基づく学校施設・設備の安全点検や教職員の研修を行います。

○安全教育の充実

子どもたち自らが作る「安全マップ」や避難訓練等を通して、子どもたちの危険予知・回避能力を育成します。

また、交通安全教室等の開催により、安全意識や交通マナーの向上を図ります。

○地域の防犯団体等との連携の促進

地域の防犯団体や保護者、事業所と協力し、見守り活動等を充実します。

○安全で明るい通学路の整備

小・中・高等学校等の児童生徒の下校時の安全を確保するため、通学路の防犯灯整備を進めます。

③防災教育の充実

平成23年3月11日14時46分ごろに、三陸沖を震源とする東日本大震災が発生し、この地震に伴う大津波によって、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県など三陸海岸から関東地方沿岸の集落では壊滅的な被害が発生しました。死者・行方不明者は合わせて2万人を超え、阪神・淡路大震災を大幅に上回る戦後最悪の災害となりました。また、東京電力福島第一原子力発電所では、地震と津波により、深刻な原子力事故が発生しました。

この災害では、避難訓練をはじめとする防災学習の重要性が改めて認識されました。尊い生命を守るために、自分が居住する地域の自然と地形的条件を普段から学校ぐるみで把握し、避難場所の検討を行っておくことが重要です。

○防災学習の推進

すべての公立小・中・高等学校等において、過去の災害からの貴重な教訓を児童生徒に伝えるなど防災に関する学習を行い、防災意識を高めます。

○避難訓練の実施

文部科学省が示した学校の地震・津波対策チェックリストや市町の地域防災計画に基づき、学校の危機管理マニュアルの改訂を行い、学校の危機管理体制を強化します。

また、津波の被害が危惧される学校において避難訓練を実施します。

基本目標4 家庭・地域の教育力の向上

1 家庭・地域の教育力の向上

①家庭の教育力の向上

家庭は、子どもたちにとって心のよりどころであると同時に、基本的な生活習慣を身に付ける場所であるなど、子どもの教育に関して、第一義的な責任を有しています。

しかし、核家族化や少子化、人のつながりの希薄化などの中で、過保護・過干渉や過度の放任、児童虐待、地域から孤立した親の育児不安の広がりなど、家庭の教育力の低下が懸念されています。

このような状況の中で、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談体制の充実等を通して、家庭の教育機能を高める必要があります。

○「親育ち」支援の充実

子育ては、父母その他の保護者が第一義的な責任をもつものであるため、親や家族が子育ての基盤として確立していなければ、子どもの健全な育成を図ることはできません。

このため、家庭教育支援チームの設置や子育てに関係する機関とのネットワークの構築など、学校や地域、企業を含めた社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めるとともに、専門的な知識を持ったサポーターなど、子育てに関する相談活動や講座の企画運営を行う人材を育成します。また、テレビ放送等で参加型の家庭教育番組を提供し、地域社会の中で孤立する親が「孤独な子育て」から一歩踏み出せる環境をつくります。

このように、「子育て」を通じて「親育ち」となるような、各種支援策を進めていきます。

○保育所や幼稚園と連携した家庭の教育力の育成

保育所等と協力して、保護者自らが「一日保育士」を体験する活動を進めることにより、親の役割の大切さや子育てについて学ぶ機会をつくります。

○「子育ての知恵」の継承

これから親になる人に対して、子育てに関する教育や啓発活動を充実します。

地域の伝統行事や伝統文化を守り育てる活動を通して、世代間交流の促進と子育ての知恵の継承を図ります。

○子育て支援機能の充実

一日保育体験による親心の育成、子育てについての指導・助言、情報の提供など、保育所や幼稚園等の人的・物的資源を活用して、地域の子育て支援を促進します。

②地域の教育力の向上

都市化や核家族化等により地域のつながりが希薄になるとともに、地域の中で子どもたちが体験する機会が失われつつあるなど、地域の教育力の低下が指摘されています。

このため、これまでの地縁による支え合いに加えて、行政や民間団体、ボランティア等の連携により、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進める必要があります。

一方、学校においては、地域・学校協議会の設置や学校支援ボランティアの導入により、学校と地域とが協力する機会が増えてきています。

学校と公民館や社会教育団体、NPO等のネットワークづくりを進め、次の時代を担う子どもたちが地域社会の中で成長できるよう、さまざまな人との交流ができる環境を整備します。

○地域づくり・人づくりの推進

公民館や社会教育団体、ボランティア団体、NPO等が協働し、地域づくりや人づくりについて地域が持つ課題に対応できる体制づくりを支援します。

また、社会教育団体の自立と活動の充実を支援し、地域人材の発掘と育成に努めます。

○地域による学校支援の充実

県内各地では、市町や住民団体が協力して進める環境保護や伝統文化の継承などの活動がすでに行われています。これらを基に、「地域教育プログラム」をつくり、児童生徒が豊かな自然の中で体験活動や環境学習を深める機会を充実します。

青少年教育施設の機能を見直し、地域の人材の活用を図るとともに、異世代交流を深めることにより、さまざまな課題を抱えた青少年の自立を支援します。

P T A等関係機関や企業等との協働により、学校安全ボランティアの組織の整備や連携の強化を進めます。

○放課後子どもクラブの拡充

小学生が放課後などを安全・安心に過ごせる環境を一層充実させるため、全小学校区で放課後子どもクラブ*18を設置するとともに、対象児童の拡大や、空き教室等学校施設を活用した運営を進める市町を支援します。

*18 **放課後子どもクラブ**:福井県の子どもたちが安心して放課後を過ごせるように、**放課後子ども教室**と**放課後児童クラブ**を一体的に運営するもの。**放課後子ども教室**は、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」により、小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な放課後の子どもの活動拠点を設け、地域住民の参加を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施。**放課後児童クラブ**は、厚生労働省が所管する事業で、仕事等により保護者が留守にする家庭の児童に対し、放課後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えるもの(いわゆる学童保育)。

基本目標5 生涯学習とスポーツの振興

1 生涯学習の振興

①生涯学習環境の充実

生涯学習は、自己の啓発、生活や職業上の能力の向上のため、さまざまなライフステージで、自発的な意思に基づき、自分に適した手段や方法により生涯にわたって行う学習活動であり、個人を活性化するとともに、本県の活力の増進にもつながるものです。

現在、県や市町の生涯学習センターや公民館等が開設している講座に加えて、県内の大学等の連携による一般県民向けの講座も開かれています。

また、県民が仕事や趣味で得た知識を生かして、ボランティア講師を務める講座なども開設されています。

高齢社会を迎えて、生涯学習のニーズはますます高まっており、さらに多様な学習機会の提供と講座内容の充実が求められています。

○多様で魅力ある講座の提供

時代の変化に対応し、暮らしの中で役立つ最先端の知識や技能を高めるための講座の開設など、時代のニーズや受講生の意見等に基づき、福井ライフ・アカデミー事業^{*19}を充実します。

ふるさと福井の自然・歴史・産業等や「白川文字学」を学ぶふるさと講座を充実し、ふるさとについての知識を深め、ふるさとへの誇りや愛情を育みます。

○ボランティア講師の活動に対する支援

県民同士が互いに教え合い、学び合う機運を高めるために、ボランティア講師の研修や講座の開催にかかる支援を充実します。

○在宅受講システムの整備

高齢者や障害者、遠隔地の住民等、講座の開催場所に来ることが困難な県民のために、インターネット等を活用し、在宅で講座を受講できるシステムを整備します。

^{*19} **福井ライフ・アカデミー事業**：「いつでも、どこでも、だれでも」生涯にわたって学習できるように、情報提供の充実、学習機会の拡充・体系化をめざし、平成4年7月に開校したもの。「ライフロング・ラーニング(生涯学習)」と「アカデミー(大学)」との造語。

2 生涯スポーツの振興

①スポーツを通じた健康づくりの推進

生活習慣の変化や多様化が進む中で、日常生活において体を動かす機会の減少や、精神的なストレスの増大など、心身両面にわたる健康上の問題が顕著になっています。

スポーツは、フェアプレイの精神を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものであり、明るく豊かで活力に満ちた社会づくりにつながるものです。平成 30 年の福井国体の開催を控え、県民にとってスポーツがより身近になるような環境づくりが必要です。

県内には、年齢に関係なく複数のスポーツを楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ*20」が 20 団体活動しています。今後、地域のスポーツ活動をさらに広げ、生涯スポーツ環境を整備していくためには、県と市町が連携して、各地域の「総合型地域スポーツクラブ」やそれを支援する「広域スポーツセンター*21」(福井運動公園事務所)の機能を充実していく必要があります。

○スポーツを通じた県民の健康・体力の向上

県民一人ひとりがスポーツに親しむキャンペーンの展開や、子どもから高齢者まで楽しめる体操やダンスの創作、幼児の頃から親子がいっしょに体を動かす「遊びと運動プログラム」や家庭・地域・学校において楽しく運動できるニュースポーツの普及を通して、県民の豊かなスポーツライフを創造します。

スポーツ医・科学に基づいたスポーツ支援活動を充実し、スポーツ障害の防止や競技力の向上に役立てます。また、県民の健康長寿をめざし、介護予防やリハビリテーションとスポーツを結び付ける研究を進めます。

○スポーツを身近にする環境づくり

子どもから高齢者まで気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの設立や育成を県内全域で進めるとともに、地域のスポーツ活動を企画し支えるクラブマネージャーの養成や、広域スポーツセンターから指導者を派遣するシステムの構築を図ります。

また、全国7位(平成22年調査)であるスポーツ少年団の加入率の一層の向上を図るとともに、中学校進学後も継続して同じ競技で活動できるよう、環境整備を進めます。

○スポーツイベントの誘致・開催

全国規模のスポーツイベントを開催し、国内外の優れた競技者等に直接触れる機会を設けるとともに、各種スポーツイベントの誘致活動を積極的に進めます。

* 20 **総合型地域スポーツクラブ**: 地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで、多種目、多世代、競技レベルの多様性などの特徴を持つ。

* 21 **広域スポーツセンター**: 主に総合型地域スポーツクラブの設立・育成に係る支援やクラブ間、関係団体等との連絡調整を行う。

②平成30年の福井国体に向けた競技力の向上

ここ3年の本県の国体の成績は、天皇杯、皇后杯のいずれも30位台前半にあります。人口100万人未満の県のほとんどが40位台であることを考えると健闘しているといえますが、目標とする20位台には到達できていません。

目標を達成するには、ジュニア選手の発掘と育成、指導者の資質の向上、指導者不足の解消、有力選手の県外流出の防止などが必要です。

このため、県体育協会や各種競技団体と連携を図りながら、県競技力向上基本計画に基づく競技力向上対策を中長期的に進めていきます。

◇過去10年間の国体成績

| 年 度 | 開催地 | 天皇杯 順位 | 皇后杯 順位 | 入賞数 | 年 度 | 開催地 | 天皇杯 順位 | 皇后杯 順位 | 入賞数 |
|-----|-----|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----------|-----------|-----|
| H13 | 宮城県 | 37 | 27 | 36 | H18 | 兵庫県 | 33 | 25 | 49 |
| H14 | 高知県 | 44 | 42 | 45 | H19 | 秋田県 | 38 | 40 | 48 |
| H15 | 静岡県 | 36 | 32 | 43 | H20 | 大分県 | 34 | 33 | 50 |
| H16 | 埼玉県 | 34 | 31 | 51 | H21 | 新潟県 | 32 | 30 | 49 |
| H17 | 岡山県 | 27 | 26 | 50 | H22 | 千葉県 | 34 | 32 | 44 |

○選手の育成と強化

国体での県民の盛り上がりには、県内選手の活躍が不可欠であり、総合型地域スポーツクラブや未普及競技の育成などを通じて、県内選手の発掘と育成を進めます。

また、競技ごとに、ジュニアから成人まで一貫した指導体制の確立や、スポーツ医・科学を取り入れた指導方法の普及など計画的な競技力向上対策を進め、トップアスリートの育成を図ります。

県体育協会や各競技団体、学校、企業、スポーツ少年団等が連携して、長期にわたって好成績を持続できる選手強化体制を整備します。

○指導者の育成と確保

スポーツ指導者は、国体後も本県スポーツ振興の中核となることから、全県的なバランスも考慮しながら計画的な育成に努めるとともに、指導者としての資質向上を図るため、日本体育協会公認スポーツ指導者・コーチの資格取得を促進します。

○「1県民1参加、1スポーツ」の環境の整備

県民の元気と創意を国体に結集（1県民1参加）するとともに、スポーツを県民の生活に浸透させる「1県民1スポーツ」運動を進めます。

また、国体後の本県スポーツの振興を見据え、審判等の競技役員が県内で確保できるよう、有資格の競技役員を計画的に育成します。

さらに、企業と各競技団体との連携を強化することによって、企業が競技スポーツに参加できる仕組みを整備します。

競技開催会場については、福井運動公園等県有施設の利用を念頭に置き、今後必要となる整備について具体的な検討を行います。

基本目標6 心豊かな文化の振興

1 身近に文化を感じる環境づくり

①「見る」から「楽しむ」「参加する」文化へ

優れた芸術や文化を楽しむことは、まさに生活の質の向上を実感する場面であり、県民が暮らしの中で文化に触れ、楽しむことができる風土をつくるのが大切です。「勤勉でまじめ」と言われる福井県民が文化に関心を持ち、文化を楽しむようになるためには、身近に文化に触れ、文化活動に参加できる機会を増やすことが必要です。

また、福井県は、古来、都に近かったこともあり、歴史や風土、人々の暮らしの中で育まれてきた有形・無形の文化財が数多く残っています。地域に伝わる祭りや行事、歴史的な建造物や街並み・景観等は、それ自体が固有の価値を有することはもちろん、地域への誇りや愛着を深め、地域の連帯感を一層強くする働きがあります。このような価値ある文化資源に対する認識を高め、後世に残していく活動を盛んにすることが必要です。

○身近に芸術を親しむ場の創設

公共施設や病院などでの作品展や演奏会の開催など美術や音楽等に身近に触れる機会を充実するほか、「ふくい県民総合文化祭」などにおいて、専門家の高い技を間近に見たり、気軽に体験したり、直接指導を受けることができる機会を拡充します。

また、若手の文化活動者の優れた企画について、多くの県民が気軽に鑑賞し体験できるように、支援を行います。

○身近な文化を見つめ直し後世に継承

今日まで残されている歴史的遺産や伝統的な祭り・芸能・行事、生活様式や景観、歴史的な習俗など地域の身近な伝統・文化を絶やすことなく、県民自らが後世に残す「風土記運動」を全県的に進めるとともに、このような活動に対して企業や行政が応援する仕組みをつくります。

また、民間、公共を問わず、県内で所有されている一級の美術品や歴史的遺産等を残す「ふるさと遺産コレクション」の仕組みづくりや、このような文化財の一斉展示・公開やそれらを巡る周遊ウォークの実施など、県民が福井の文化資源に集中的に触れる機会を創出します。

さらに、一乗谷朝倉氏遺跡や白山平泉寺など地域づくりの核となる文化財を集中的に整備するとともに、文化財や近代和風建築、越前焼等の伝統産業等の調査・研究を進めることによって、文化財としての価値を解明し、文化財指定を推進します。

○ふるさとの歴史・文化の研究

白山文化など特色あるテーマや平泉寺・一乗谷朝倉氏遺跡・吉崎御坊など、ふるさとの歴史・文化の研究を進め、ふるさとの歴史に対する県民の関心を高めます。

②文化施設をもっと身近に

地域の文化の中核拠点である美術館や博物館に、子どもからお年寄りまで幅広い層の方に足を運んでもらうためには、魅力的な企画や館蔵品の充実に努めるとともに、体験教室の充実やサービスの向上など、県民に愛着を感じていただく施設づくりが必要です。

県立美術館や県立歴史博物館は、ともに建築後約 30 年が経過し、一部で老朽化が進んでおり、展示機能の充実や利用者の利便性の向上を進める必要があります。

○住民参加型の企画運営

ボランティアの協力により、館内説明の充実や展示企画の充実を行うなど、住民参加型の企画運営を推進します。

○子どもの創造力を育む美術館

子どもたちの豊かな感性を育むため、県立美術館に、子どもたちが見て、体験して、創造力を養う「キッズミュージアム」機能を新設します。

○福井ゆかりの人物や福井の歴史の発信

明治期に活躍した美術指導者である岡倉天心の研究を県立美術館で進め、2013年の生誕150年・没後100年のアニバーサリーに合わせて企画展を開催し、全国に発信します。

また、新たな福井の歴史ファンの拡大につながるように、県立歴史博物館等で本県ゆかりの人物や郷土の歴史をテーマにした企画展を開催します。

2 文化教育の推進

①文化教育の推進

子どもたちが文化活動に参加することは、自分自身の感性を磨いて自己形成したり、他者との共感を育みコミュニケーション能力を伸ばしたりすることを可能にします。

そのため、学校や家庭、地域において、子どもたちが文化活動に参加し、体験できる機会を提供することが必要です。

特に、芸術・文化への志向は、子どもの成長期の様々な経験によって多くの部分が形作られることから、学校教育や地域活動の場において、本格的なオーケストラや一流の美術作品など、「本物」の芸術・文化に触れる機会を提供し、子どもたちの興味・関心を育てることが必要です。

○すべての子どもたちが一級の芸術・文化に触れる機会を拡充

美術館や博物館、県立音楽堂などの文化施設と学校とが協働して、学芸員の出前セミナーや施設体験、芸術鑑賞などを組み合わせた文化教育を推進します。

現在、県では、県立音楽堂でのオーケストラ鑑賞や合同合唱と、美術館や博物館、こども歴史文化館等での実習体験を組み合わせた「ふれあい文化子どもスクール」を開催していますが、文化施設のネットワークをさらに強化し、このような取組を継続して実施していきます。

○地域の文化活動家からの学び

地域には、音楽、美術、華道、茶道等芸術・文化に精通し、高い技術や知識を持った活動家があります。このような人たちを学校や公民館などに招いて指導してもらうなど、子どもたちが芸術・文化を学び、体験する機会を充実します。

②文化の創り手・演じ手の育成

文化活動の振興のためには、地域において、文化の継承や裾野の拡大に強い意欲を持って取り組み、先導していく活動者の存在が不可欠です。

しかし、県内の文化団体では、会員の減少や高齢化、活躍の場の不足などにより、活力の低下が進んでいます。

このため、これからの本県の文化を担う若手芸術家に活躍の場を提供することや、県外の芸術家等との交流を深めることなどを通して、本県の芸術・文化活動を活力あるものにする必要があります。

また、音楽や美術等のそれぞれの分野において、高いレベルを目指す子どもたちに対して、専門的な指導を行うことによって感性や技術を磨き、次の世代の芸術家への成長を導くとともに、中・高校生の文化活動の中心である部活動でも、そうした機会を設けることが必要です。

○地域グループなど文化団体（活動者）の支援の充実

県内の若手活動者が中心となって行う創造的な芸術・文化活動や、地域や文化団体の次世代育成のための事業を支援します。

○子どもたちの文化活動の質の向上

子どもたちが、中学・高等学校の部活動など様々な場面において、一流のアーティストから直接に指導を受けられる機会を充実します。

○次世代アーティストの育成

県立音楽堂と学校との連携による弦楽器奏者の育成や、県立美術館で美術作家を目指す学生を対象とした育成塾を開講するなど、文化施設が有する設備や人的ネットワークを活用したアーティストの育成を進めます。

3 「文字の国 福井」の推進

①「文字の国 福井」の推進

福井県は、文字や言葉をこれまで大事に扱ってきた土地柄です。江戸時代末期の橋曙覧や文学史上に名をとどめる三好達治、中野重治、高見順、則武三雄、伊藤柏翠など多くの作家、そして漢字の成り立ちを研究し独自の文字学体系を確立した白川静など、わが国の文字文化を先導する人材を輩出してきました。

書道においても、全国書壇で著名な書家を多く輩出するほか、児童生徒対象の書道コンクールには、毎年7万点にも及ぶ作品の応募があります。

このほか、かるたは、その競技人口の多さとともに、常に全国上位の成績を収めることで知られており、また、1993年にスタートした「一筆啓上賞」も応募総数が100万通を突破するなど手紙文化の復権に大きく貢献しています。

このように、先人が築いてきた「文字文化」を受け継ぎ、さらに将来にわたって発展させていくことが重要です。

○文字文化の普及

「白川文字学」を活用した本県独自の漢字教育をさらに充実し、アジアの共通の文化である「漢字」の県内外への普及を進めます。

また、本県で盛んな書道（書写）やかるたをさらに普及し、子どもたちが楽しみながら文字に触れる機会を充実します。

○県内外への発信

漢字教育の発表会や大学等と協働したシンポジウムの開催、本県の漢字教育をテーマにした書籍等の発行などを通して、「白川文字学」を本県の財産として進化させ、その成果等を全国に発信します。

○ゆかりの作家や詩人の作品に親しむ「ふるさと文学館」の整備

ふるさと福井にゆかりのある作家の作品を紹介したり、その功績を顕彰したりするなど、郷土の文学者の情報発信拠点となる「ふるさと文学館」機能を県立図書館に設置します。